

議案説明書

健康医療部 介護保険課

提出議会：令和3年第2回定例会

1 案件名

議案第15号 佐野市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の改正について

2 概要

- ①通所系サービス共通として、地域と連携した災害への対応においては、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が義務付けられている介護サービス事業者を対象に、避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。
- ②居住系サービス共通として、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修の受講を義務付ける。
- ③全サービス共通として、介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施を義務付ける。

3 理由、趣旨、目的等

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、所要の規定を整備する。

4 その他の事項

施行日 令和3年4月1日